

核燃料物質等危険物運搬警備業務検定（1級・2級）の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1級				2級					
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点
警備業務に関する基本的な事項	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務の形態 核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施と基本的人権	2	10	学科	警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性 核燃料物質等危険物運搬警備業務の意義と重要性 警備業法第15条 警備員の使命と心構え	2	10	
		警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	核燃料物質等危険物運搬警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意事項				警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備員の指導及び教育に関する制度の概要（第21条、第22条、第23条） 礼式と基本動作			
法令に関すること。	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（全般についての知識） 憲法（人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等） 刑法（罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等） 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての一般的知識） 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての一般的知識） 遺失物法（全般についての知識）	4	20	学科	法その他警備業務の実施の適正を確保するために必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	警備業法（第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条） 憲法（人権についての概略的知識） 刑法（正当防衛、緊急避難についての概略的知識） 刑事訴訟法（現行犯逮捕についての概略的知識） 警察官職務執行法（警察官による避難等の措置についての概略的知識） 遺失物法（拾得者の措置等についての概略的知識）	4	20	
		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（運搬届出等についての一般的知識） 道路運送車両法（点検等についての一般的知識） 原子力基本法（全般についての知識） 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（運搬届出等についての一般的知識） 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（運搬届出等についての一般的知識） 細菌兵器（生物兵器）及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（全般についての知識） 消防法（火災発見者の通報義務等についての知識） 電波法（運用全般についての一般的知識）				核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路運送車両法その他核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（運搬届出等についての概略的知識） 道路運送車両法（放射性物質等を積載する車両についての概略的知識） 道路交通法（交通規制についての概略的知識） 原子力基本法（概略的知識） 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（運搬届出等についての概略的知識） 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（運搬届出等についての一般的知識） 細菌兵器（生物兵器）及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（全般についての知識）			
核燃料物質等危険物に関すること。	学科	核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	放射線による被曝の態様 放射線の影響と許容量 化学兵器及び毒性物質の性質 原子炉の種類と仕組み等原子力の基礎的知識 プルトニウム、MOX燃料、高濃縮ウラン燃料等の性質 スケルトン回路、受信メリットその他車載用無線機及び携帯用無線機操作上の留意点	1	5	学科	核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	放射線の基本的な知識と放射線防護の原則 原子の構造とウラン核分裂の仕組み 核燃料物質等危険物に関する基本的知識 化学兵器及び毒性物質に関する基本的知識	2	10	
		核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識を有すること。	A型、L型、BM型、及びBU型容器の構造と運搬方法				核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識を有すること。	車両の構造と各部の機能 車両装備品の名称とその機能 車載用無線機及び携帯用無線機の構造及び機能 運搬容器の種類と運搬方法			
車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。	実技	伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	走行中の異常の発見方法 車両が故障した場合の応急措置要領 車両の休憩地における点検要領	10	25	実技	伴走に使用する車両の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬前の車両の点検 車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換要領 車載用無線機の点検 携帯用無線機の点検	5	25	
		伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	車両の休憩地における点検要領				伴走に使用する車両の点検及び修理を行う高度に専門的な能力を有すること。	車載用無線機の点検要領			
	学科	車両による伴走を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	運搬経路の把握と維持 トンネルの安全通過要領	5	25	学科	車両による伴走を行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	各警備業務用車両の役割及び各車両内における警備員の役割分担 的確な車間距離と車線の変更要領 隊列離脱時の報告 安全走行に必要な情報 駐車場所における車両の誘導方法	5	25	
		運搬中における周囲の見張りをを行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	警察官に停車を命ぜられた場合の対応 各警備用車両間の無線通信要領 積載車両の緊急停止時における措置要領				運搬中における周囲の見張りをを行うための必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。	特異な情報の発見方法 駐車場所及び運航中における警戒要領			

科目 (警備員等の 検定等に関する 規則)	試験 区分	1級				試験 区分	2級						
		判定の基準	1級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点		実技 配点	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技 配点	
(車両による 伴走及び周囲 の見張りに関 すること。)	実技	運搬中における周囲の見張りを 行う高度に専門的な能力を有す ること。	警備用車両間の無線通信要領 警察官に停車を命ぜられた場合の対応 積載車両の緊急停止時における適切な警備員の 配置等による警戒要領	(5)	(25)	実技	10	運搬中における周囲の見張りを 行う専門的な能力を有すること。	VTTR映像等による駐車場所及び運行中におけ る警戒要領	(5)	(25)	20	
	学科	運搬中において、当該警備業務 の実施に関し指令業務を行う者 その他の関係者(以下「指令業務 担当者等」という。)への連絡を 行うために必要な事項に関する 高度に専門的な知識を有すること。	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当 者への無線連絡				学科	運搬中において、指令業務担当 者等への連絡を行うために必要な 事項に関する専門的な知識を有 すること。	定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統 定所連絡及び定時連絡の要領				
	実技	運搬中における指令業務担当者 等への連絡を行う高度に専門的 な能力を有すること。	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当 者への無線連絡				10	実技	運搬中における指令業務担当者 等への連絡を行う専門的な能力 を有すること。				定所連絡及び定時連絡の要領
核燃料物質等 危険物運搬警 備業務の管理 に関する事 件。	学科	核燃料物質等危険物の運搬の経 路に係る道路の構造、道路にお ける交通の状況その他核燃料物 質等危険物運搬警備業務の実施 に必要な事情に関する事前調査 を的確に行うために必要な事項 に関する高度に専門的な知識を有 すること。	事前調査の意義と重要性 運搬経路の事前調査実施上の留意点 調査日時選定上の留意点	2	10	学科	2	運搬警備計画書及び警備指令書の作成要領 警備用車両及び資機材の配置要領 警備員の配置要領					
	学科	その他核燃料物質等危険物運搬 警備業務の効率的かつ安全な実 施に必要な業務の管理の方法に 関する高度に専門的な知識を有 すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の 配置計画等)				2	20					
	実技	核燃料物質等危険物の運搬の経 路に係る道路の構造、道路にお ける交通の状況その他核燃料物 質等危険物運搬警備業務の実施 に必要な事情を勘案して、当該 業務の能率的かつ安全な実施に 必要な業務の管理を行う高度に 専門的な能力を有すること。											
核燃料物質等 危険物に 関する事 件。	学科	サーベイメーター、フィルム バッジ、ポケット線量計その他 の放射線量の測定に使用する機 械器具(以下「放射線量測定用機 械器具」という。)の構造、機 能、操作方法及び管理方法に関 する高度に専門的な知識を有す ること。	GMサーベイメーターの管理方法 GMサーベイメーターによる放射線源の特定要 領	6	30	学科	10	放射線量測定用機械器具の構 造、機能、操作方法及び管理方 法に関する専門的な知識を有す ること。	放射線量測定用機械器具の種類と原理 ガラスバッジの構造、機能、操作方法及び管理 方法 GMサーベイメーターの構造、機能及び操作方 法	7	35	10	
	実技	放射線量測定用機械器具の点検 及び修理を行う高度に専門的な 能力を有すること。	GMサーベイメーターによる放射線源の特定要 領				10	実技	放射線量測定用機械器具の点検 及び修理を行う専門的な能力を 有すること。				GMサーベイメーターの点検と零点補正及び電 池の交換要領
	実技	放射線量測定用機械器具を操作 する高度に専門的な能力を有す ること。	GMサーベイメーターによる空間線量率等の測 定要領				10	実技	放射線量測定用機械器具を操作 する専門的な能力を有すること。				
	学科	ロープ、消火器、吸収材その他 の事故の発生時における放射線 障害等の災害を防止するために 使用する資機材(以下「放射線障 害等防止用資機材」という。)の 機能、使用方法及び管理方法に 関する高度に専門的な知識を有 すること。	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及 び配置要領 資機材の管理方法				10	実技	放射線障害等防止用資機材の機 能、使用方法及び管理方法に関 する専門的な知識を有すること。				ロープ及び吸収剤等の使用方法 消火器の機能、使用方法及び管理方法 拡声器の機能、使用方法及び管理方法 警戒区域設定上の留意事項
	実技	放射線障害等防止用資機材の点 検を行う高度に専門的な能力を 有すること。	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及 び配置要領						10				実技
	実技	放射線障害等防止用資機材を使 用する高度に専門的な能力を有 すること。	警戒区域設定の方法 拡声器による広報要領				10	実技	放射線障害等防止用資機材を使 用する専門的な能力を有する こと。				ロープ等を使用した警戒区域の設定要領
	学科	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 うために必要な事項に関する高 度に専門的な知識を有すること。	基地局等への無線連絡要領 原子力の安全対策に関する機関への連絡				10	実技	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 うために必要な事項に関する専門 的な知識を有すること。				警察機関等への連絡の重要性 警察機関等への連絡の系統 警察機関等への連絡要領
	実技	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 う高度に専門的な能力を有する こと。	基地局等への無線連絡要領						10				実技
	学科	護身用具の使用その他の護 身の方法に関する高度に専門的 な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 非金属製の楯の管理及び取扱いの適否				5	実技	護身用具の使用その他の護 身の方法に関する専門的な知識 を有すること。				警戒棒の取扱い 警戒杖の取扱い 非金属製の楯の取扱い 徒手の護身術(基本)
	実技	護身用具の使用その他の護 身の方法に関する高度に専門的 な能力を有すること。	徒手の護身術(応用) 警戒棒及び警戒杖の応用操作要領 徒手の護身術(応用)						5				実技
	学科	その他事故の発生時における 応急の措置を行うために必要な 事項に関する高度に専門的な知識 を有すること。	負傷者観察上の着眼点と応急手当の要領 立入制限区域の広報要領 群衆心理の態様と適切な対応				5	実技	その他事故の発生時における 応急の措置を行うために必要な 事項に関する専門的な知識を有す ること。				救急法の意義と重要性 負傷者等の応急手当の概要 避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点 警察官への引継ぎ
	実技	その他事故の発生時における 応急の措置を行う高度に専門的 な能力を有すること。	拡声器による立入制限区域等の広報要領						5				実技